

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次	担当課（室）	担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請 【告示】	環境管理課		
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課		
○ 〃	〃		
○ 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	自然環境課		
○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	〃		
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課		
○ 土地改良区清算人の退任届	耕地課		
○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【人事委員会】	人事委員会		
○ 警備業法に基づく審査 【公安委員会】	生活安全企画課		
○ 〃	〃		

◎岡山県告示第三百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58

氏 名 取締役社長 藤 木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (N o . 40)	
能	力	72.3 k g / 回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 2 週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成29年 8 月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25分／回、15時間／日	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.29	0.46
	p H	6.5	7.0
	B O D (mg／L)	404.3	549.6
	C O D (mg／L)	808.6	1099.2
	S S (mg／L)	19.0	53.0
	油 分 (mg／L)	2.6	5.8
	T－N (mg／L)	6.0	9.9
	T－P (mg／L)	0.33	0.50
	チウラム (mg／L)	<0.0006	<0.0006

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 1 8 9 8 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年 6 月 20日から同年 7 月 11日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

〔二一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山マインド「こころ」

三 代表者の氏名

多田 伸志

四 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町箭田一六七九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は心の「病」をかかえた当事者・家族、その他さまざまな「障がい」状態にある方々に対して、地域で暮らすための多様な生活支援・相談・交流・研修・啓発活動等の事業を行い、また、心の「病」をかかえた当事者による自助・就労活動等を通じて、多くの市民の方々と共に、互いに学びあい、互いに支えあって生きる平らで豊かな地域をつくることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二一九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山県自閉症児を育てる会

三 代表者の氏名

鳥羽美智代

四 主たる事務所の所在地

赤磐市和田一九四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、自閉症児・者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症児に対する適切な療育、正しい自閉症の知識の啓蒙、生き生きとした地域生活の場の提供に関する事業を行い、自閉症児・者のよりよい成長、幸福な人生の創造に寄与することを目的とする。また、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく事業を行うことを目的とする。

六 変更する事項

目的

〔二二〇〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、法第二十九条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

高妻山鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

木山鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年七月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部真庭地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二二一〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高妻山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 平成二十九年七月十一日 午後一時三十分

二 場所 矢掛町役場三階大会議室

三 案件 高妻山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 五五ヘクタール

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

木山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 平成二十九年七月十三日 午後一時三十分

二 場所 真庭市役所落合振興局第二会議室

三 案件 木山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 三〇ヘクタール

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二二二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店

所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）

(1) 株式会社ウシオ 午前七時

(2) 株式会社天満屋ストア 午前九時

（変更後）

(1) 株式会社ウシオ 午前七時

(2) 株式会社天満屋ストア 午前八時

4 変更年月日

平成二十九年六月十四日

平成 2 9 年 6 月 2 0 日 岡山県公報 第 1 1 8 9 8 号

二 届出年月日

平成二十九年六月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月二十日から同年十月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔二二三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成二十九年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称	
長谷内土地改良区	
二 退任清算人	
退任清算人氏名	住 所
浅尾 吉弘	美作市長谷内九八〇
絹田 和昭	〃 〃 二四八
絹田 克美	〃 〃 二四四
鎌田 治	〃 〃 一一〇七―三
豊福 克己	〃 〃 馬形一五九
浅尾 剛	〃 〃 長谷内四一六
井上 市郎	〃 〃 八九三

◎岡山県人事委員会規則第十七号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月二十日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
別表井原市の部市長部局の項中「行政係長」を「総務係長」に、

園長

を

園長 次長

に改め、同表高梁市の部市長部局の項中

保 育 園 園長

を

保 育 園 園長 副園長

に改め、同部教育

委員会の項中「園長」を「園長 教頭」に改め、同表新見市の部市長部局の項中「参事主幹」を「参事 所長補佐 主幹」に改め、同表真庭市の部市長部局の項中「産業政策統括監」を「統括監」に改め、同部教育委員会の項中「教育次長」を「教育次長 統括監」に改め、同表浅口市の部市長部局の項中「室長」を「室長 所長」に改め、同表和気町の部市長部局の項中「地域審議監 総合政策監 部長」を「地域審議監 部長」に改め、同表久米南町の部市長部局の項中「参与 課長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第百一号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十日

岡山県公安委員会

一 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務（一級・二級） 施設警備業務（一級・二級） 交通誘導警備業務（一級・二級） 貴重品運搬警備業務（一級・二級）	平成二十九年九月二十九日（金曜日）	午前九時から午後零時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 審査対象者

次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である者

2 検定規則の施行の際現に旧規則第一条に規定する警備業務（受けようとする審査

の区分に係るものに限る。）に係る指定講習（旧規則第十二条第一項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者

貴重品運搬警備業務		交通誘導警備業務		施設警備業務		空港保安警備業務		審査の区分
二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	対 象 者
旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者		旧規則第一条に規定する交通誘導警備業務に係る一級の検定に合格した者		旧規則第一条に規定する常駐警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者		旧規則第一条に規定する空港保安警備業務に係る一級又は二級の検定に合格した者		

三 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (3) 旧検定合格証の写し等
 - ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）を保有している者
- 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

イ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地及び従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所地が岡山県内にあること又は従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

ウ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が岡山県内にあるもの

(ア) 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

(イ) 従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 岡山県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 岡山県外に住所を有する者

岡山県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年七月三十一日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 審査手数料

四千七百円

（注） 岡山県収入証紙により、審査申請時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

四 審査定員

合わせて三十人（同時に二以上の審査を受けることはできない。）とする。ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

五 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一 内線三〇三四

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

六 その他

1 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

2 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科 試験	平成二十九年 十月十三日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技 試験	平成二十九年 十一月十二日 (日曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年八月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百三三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	平成二十九年 十月十三日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技 試験	平成二十九年 十二月三日 (日曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十九年八月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。